

答 申 書

第 1 審査会の結論

広陵町長が、令和 6 年 1 2 月 1 2 日付け広こ第 1 2 9 1 号で行った保育所入所不承認処分に係る審査請求（保育所入所不承認審査請求事件（令和 6 年度審査請求第 1 号））について、原処分相当として審査請求を棄却すべきであるとした諮問に係る審査庁の判断は妥当である。

第 2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

令和 6 年 1 2 月 1 2 日付けで広陵町長が行った保育所入所不承認処分の取消しを求める。理由は、次のとおりである。

- (1) 保育の利用に係る審査基準が明らかでない（以下「理由 1」という。）。
- (2) 保育を利用する権利を侵害され、不平等が生じる。（以下「理由 2」という。）。
- (3) 市町村が負う、保育を必要とする児童を保育所において保育すべき義務を果たしていない（以下「理由 3」という。）。

2 処分庁の主張の要旨

(1) 理由 1 について

本件処分の基準として、広陵町保育所入所選考等に関する要綱（平成 2 6 年 1 1 月広陵町告示第 4 2 号）を制定し、事務所内に備え付け、及び町ホームページ上に掲載している。

また、入所判定における透明性及び公平性を担保するため、広陵町保育所等入所判定委員会設置要綱（平成 2 5 年 1 0 月広陵町告示第 4 8 号）を制定し、入所判定基準に基づき審議を行う広陵町保育所等入所判定委員会を設置しており、本件処分についても当該委員会の審議を経て行われたものである。

(3) 理由 2 について

本件処分については、複数の選択肢があるなかで、審査請求人が自ら申請した内容に基づき決定を行ったものであり、手続において保育を利用する権利の侵害には当たらず、不公平が生じるものではない。

(2) 理由 3 について

広陵町においては、保育施設を 9 園有しており、公立施設にあっては直接運営を行い、私立施設にあっては運営を委託した事業者等

に対し適切な指導を行っている。保育所等の入所に関しては広域入所も含め利用調整を行い、令和7年度保育所等入所申込みにおいても、審査請求人の申込みと同じ0歳児の申込みに対し、62人の入所を、3歳児の申込みに対し22人の入所を決定している。本件処分は、審査請求人が特定の保育施設のみを利用希望したことを理由とするところが大きく、当該要綱の基準に基づき保育を受ける必要性が高いと認められる児童を優先した結果によるものであるため、義務を果たしていないとの指摘は当たらない。

第3 審理員の意見書の要旨

1 意見

本件審査請求を棄却するのが相当である。

2 理由

(1) 理由1について

本件処分に係る保育所入所不承認通知書には、処分の理由として「・・・（広陵町保育所入所選考等に関する要綱（平成26年11月広陵町告示第42号）第2条に基づく保育所入所判定委員会の判定結果による。）」と記載されており、審査請求人は当該要綱の基準に基づき不承認とされたことを了知し得る。

(2) 理由2について

本件処分については、複数の選択肢があるなかで、審査請求人が自ら申請した内容に基づき決定を行ったものであり、手続において権利の侵害には当たらず、不公平が生じるものではない。

(3) 理由3について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第3項には、保育の需要に応ずるに足りる保育所等が不足し、又は不足するおそれがある場合には利用調整を行うものとする旨規定されている。また、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第24条には、利用調整を行う場合は、「保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる児童が優先的に利用できるよう、調整するものとする。」と規定されており、保護者の就労、出産、疾病の状況等並びに母子父子家庭か否か及び同一保育所に入所している兄弟姉妹の数等から保育の必要性を評価し、優先順位を付ける本件審査基準は合理的なものであり、これに基づきなされた本件処分は、法に違反するものではない。

(4) 本件審査請求について

以上の点を総合的に判断した結果、本件審査請求は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

令和7年3月10日 諮問の受付 審理員意見書及び事件記録の收受
令和7年4月18日 令和7年度第1回広陵町行政不服審査会

第5 審査会の判断の理由

審査会は、審査請求人及び処分庁の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 本件処分について

本件処分は、審査請求人が行った保育所への入所申込みを不承認とする処分として、令和6年12月12日付け広こ第1291号の保育所入所不承認通知書により行われたものである。これは、保育を受ける必要性が高いと認められる児童を優先した結果、保育所等の定員が超過したため審査請求人の児童の入所を不承認としたものであり、その審査基準についても公にされていることから、違法又は不当な点はない。

2 結論

以上のとおり、本件審査請求を棄却すべきであるとした諮問に係る審査庁の判断は妥当である。

よって、審査会は、「第1 審査会の結論」記載の意見を答申する。

3 意見

本件審査請求に対する答申は、以上のとおりであるが、処分庁に対し次の1点において意見を付する。

・保育所入所不承認通知書の不承認理由の記載内容について

本件処分における不承認理由の記載は、審理員が確認したとおり入所を不承認とされた具体的な理由を了知し得る適法なものであることは認めるところであるが、保育所入所不承認通知書の不承認理由の記載内容について今回記載された理由だけでなく、申込者が複数選択肢のあるなかで、特定の保育施設のみを希望したため等の旨を記載する等、申込者が不承認通知書の理由から審査結果を確認する際の手掛かりとなるような記載内容が望ましいと考える。

広陵町行政不服審査会

会長 古 川 利 通
委員 奥 正 嗣
委員 安 井 義 和
委員 馬 場 智 巖
委員 井 上 直 治

大阪健康福祉短期大学副学長

大阪国際大学名誉教授

畿央大学名誉教授

弁護士

弁護士